

岐阜県公報

第 三 百 三 十 七 号
令 和 四 年 十 月 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課) 三九九 ^ハ
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同) (四〇二)
道路の区域変更	(道路維持課) 四〇二
道路の供用開始	(同) 四〇三
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課) 四〇三
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 四〇三
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四〇四
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 四〇四
准看護師試験の実施	(医療福祉連携推進課) 四〇四
土地改良事業計画の変更認可	(農地整備課) 四〇七
落札者等に関する公示	(高山土木事務所) 四〇七

岐阜県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

告 示

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字城田寺字大平三三四一の五・三三四三・三三四九の二（以上三筆国有林）
次の図に示す部分に限る。（三三四の二（国有林））

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町羽根字森ヶ洞三〇四〇の二二九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町羽根字出水洞三〇三九の八七、三〇三九の二〇八、三〇三九の二〇九

三〇三九の二五六、三〇三九の二六〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町羽根字宮谷二八五五の一（次の図に示す部分に限る。）、字上平二八六

三、二八六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市和佐字から谷一〇四七、一〇四八の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町尾崎字クナ洞三二八五の七から三二八五の二一まで、三二八五の四一から三二八五の四四まで、三二八五の七四
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町三倉字高畑七の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町片山字井振合三三三八の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市白鳥町向小駄良字熊ヶ岳二〇七の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十月四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及

岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
高山線 停車場	高山市花里町六丁目一〇 一番地先から 同市花岡町二丁目一八 番一 地先まで	後	前	一五・四〇 三・三〇	一五・四〇 三・三〇	

岐阜県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
下丸山線	下呂市馬瀬名丸字中棚一五九 三番一 地先から 同市同 八番八 地先まで	同市同 八番八 地先まで	二〇・一五	令和 四・一〇・四	平成 二六・四・五

下呂市馬瀬名丸字下島平一六〇 三番一 地先から 同市同 六番一 地先まで	字下島 四八	一〇・六	令和 四・一〇・四	平成 二六・四・五
---	--------	------	--------------	--------------

岐阜県告示第三百五十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

小泉	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多治見市明和町			次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

小泉	多治見市明和町	区域の名称 区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	区域の表示及び建築物に用すると想定される自然現象の種類
小泉	多治見市明和町	区域の名称 区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和四年度岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験日時
令和五年二月十四日（火）午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所
羽島市江吉良町三〇四七 一 岐阜県立看護大学
- 三 試験科目
人体の仕組みと働き
食生活と栄養
薬物と看護
疾病の成り立ち
感染と予防
看護と倫理

患者の心理
保健医療福祉の仕組み
看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者（令和五年三月までに修業する見込みの者を含む。）
- 2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和五年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和五年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 4 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和五年三月までに修業する見込みの者を含む。）
- 5 県内の知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和五年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
- 6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもののうち准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
- 7 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が相当と認められたもの
この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手續及び審査方法については、別に定めるところによる。
- 8 県外の1から5までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若

しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

1 受験願書（県所定のもの）

2 受験資格証明書

（一） 四の1から5までに該当する者が提出する書類

学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和五年三月三日（金）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出すること。

また、令和五年三月三日（金）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する卒業判定証明書を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和五年三月三日（金）午後五時までに提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

（二） 四の6に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

（三） 四の7に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

（四） 四の8に該当する者が提出する書類

（1） 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、令和五年三月三日（金）午後五時まで（必着）に卒業等証明書を提出すること。

また、令和五年三月三日（金）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、令和五年三月三日（金）午後五時までに提出を求めている右記書面の

提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

3 受験写真台紙（県所定のもの）

受験写真台紙は、出願前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル。裏面に学校名又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付け、撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記載すること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人であることの確認を受けること。

ア 修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄への公印の押印により証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。

イ 学校又は養成所等で公印の押印により証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に来庁し、写真の貼つてある身分証明書等（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は写真付き住民基本台帳カードのいずれか）を受験願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

4 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

5 受験票交付用封筒

角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は、六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、令和四年十一月二十八日（月）から十二月二日（金）までの間に岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、令和四年十二月二日

（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（宛先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）。

八 受験票の交付

受験票は、令和五年一月十六日（月）から同月十八日（水）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、令和五年三月十日（金）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.jp/page/3363.html>

ただし、令和五年三月十日（金）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。

なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

令和四年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

令和四年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

可否発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・行政相談窓口（岐阜県庁一階、電話〇五八 二七二 一一一一）及び

県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（電話 〇五八 二七二 一一一一）に問い合わせること。

十二 受験に伴う配慮

何らかの疾病や障がい有する者で、受験に際して配慮を希望する者は、令和四年十二月二日(金)の出願期限までに、岐阜県准看護師試験の受験に伴う配慮事項申請書(県所定のもの)を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその疾病や障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十三 その他

- 1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む)、特別永住者証明書又は住民票)に記載されている文字を使用すること。
- 2 准看護師試験入力通知書の記入に当たっては、試験事務コンピュータ処理の適正化を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
養老町大巻土地改良区	養老町大巻地区	令和四・九・二六

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品及び数量 ロータリ除雪車(1.8m級) 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年7月28日
- 4 落札者を決定した日 令和4年9月7日
- 5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中一丁目8番地
篠田株式会社
代表取締役 篠田 肇彦
- 6 落札金額 32,560,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県高山土木事務所総務課管理調整係
(2) 所在地 高山市上岡本町七丁目468番地

令和四年十月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社